

第6回

日本法令の国際発信の推進に向けた 官民戦略会議 議事録

第1 日 時 令和7年1月27日（月）自 午前10時30分
至 午前11時34分

第2 場 所 法務省会議室（オンライン会議）

第3 議 題 1 法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」に対する対応状況等について
2 AIを活用した法令翻訳システムの利用状況等について

議 事

○**奥村官房付** 予定の時刻となりましたので、日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議第6回会議を始めさせていただきます。

今回から本会議の庶務を担当します、法務省大臣官房付の奥村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、本日の発言方法について御説明させていただきます。御発言をされる際には、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。挙手ボタンが使えないときは、画面上で見えるように手を挙げていただきますようお願いいたします。

続きまして、新たに本会議の構成員になられました皆様のお名前を、読み上げさせていただきます。

日本弁護士連合会会長、淵上玲子様です。

次に、内閣官房内閣審議官、西山英将様です。

次に、内閣府対日直接投資推進室長、明珍充様です。

次に、内閣府知的財産戦略推進事務局次長、守山宏道様です。

次に、外務省国際法局長、中村和彦様です。

最後に、法務省大臣官房司法法制部長、松井信憲でございます。

構成員の御紹介は以上でございます。

なお、本日は、欧州ビジネス協会の山田香織様が所用により御欠席のほか、西山英将様が所用により御欠席のため、内閣参事官の堀様に、守山宏道様が所用により御欠席のため、参事官の山本様に、中村和彦様が所用により御欠席のため、国際裁判対策室長の水野様に、それぞれ代理で御出席いただいております。また、関係者として、独立行政法人日本貿易振興機構イノベーション部長中島丈雄様に御出席いただいております。

次に、本日の配布資料ですが、事前に資料1から資料2のほか、参考資料1から参考資料8を送付させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、以後の議事の進行につきましては、阿部座長をお願いしたいと思います。阿部座長、どうぞよろしくお願いたします。

○**阿部座長** よろしくお願いたします。阿部でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は議題が二つございまして、議題1が「法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」の対応状況等について」でございまして、議題の2でございまして、「AIを活用した法令翻訳システムの利用状況等について」、この後に、これらの内容を踏まえまして、民間構成員の皆様方から御意見を頂戴したいと考えております。

それでは議題1、「法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」の対応状況等について」事務局から説明をお願いいたします。

○**奥村官房付** それでは「法令外国語訳整備の現状と、「民間構成員からの重点要望事項」に対する対応状況等について」御説明させていただきます。

資料1の1ページ、2ページを御覧ください。法令外国語訳の整備については、令和6年

度においても、いわゆる骨太の方針やインフラシステム海外展開戦略2030等においても、これを推進すべきである旨が記載されているように、対日投資の呼び込みや、海外の方に我が国に対する理解を深めていただくなどの観点から重要な施策であります。そのため、政府全体で引き続き法令外国語訳の整備を加速化していく必要があります。

本年度においては、令和4年4月及び令和5年3月に開催された当会議で取りまとめた、民間構成員からの重点要望事項に沿った取組を実施しましたので、その状況を御説明させていただきます。

資料1の3ページを御覧ください。まず、「①2025年度までに新たに1,000本以上（少なくとも600本以上）の英訳法令等の公開を目指すこと」について御説明いたします。

今年度に公開した法令等は、令和6年12月現在で、法令が104本、概要情報が49本の合計153本です。これまでに、令和3年度は合計81本、内訳ですが、法令73本、概要情報8本、令和4年度は合計127本、内訳、法令104本、概要情報23本、令和5年度は合計164本、内訳、法令130本、概要情報34本の法令等を公開しており、令和3年度から現在までで合計525本の法令等を公開しております。このように年々着実に公開法令数を増加させており、最低目標数である600本は達成見込みであるものの、1,000本までは、残り1年3か月であと475本と非常に厳しい状況でございます。

次に、「②翻訳整備計画に掲載する法令を増加させること」について御説明いたします。

目標公開法令数を達成するための方策の一つとして、令和5年度の翻訳整備計画から、官民戦略会議の民間構成員から要望のあった法令のうち、重点的に翻訳すべき分野に該当する法令については、基本的に翻訳整備計画に掲載するようなルール作りを行うとともに、令和6年度の翻訳整備計画から、官民戦略会議の構成員からの翻訳要望法令に加えまして、構成員以外からの翻訳要望法令についても各府省庁に示すなどの取組を実施いたしました。それにより、各年度の翻訳整備計画掲載法令数は、令和4年度に133本、令和5年度176本、令和6年度181本と着実に増加しております。

続きまして、資料1の4ページを御覧ください。「③英訳原案増加に対応するための品質検査体制の構築」について御説明させていただきます。

高品質な英訳法令を迅速に公開するための人的体制整備として、今年度からネイティブアドバイザー及び法令翻訳コーディネーター各1名の増員が認められました。そのため、ネイティブアドバイザー及び法令翻訳コーディネーターそれぞれ6名体制で、翻訳の検査を行えることとなっております。また、今年度から、AIを活用した法令翻訳システム導入に伴う英訳原案の増加に対応するため、品質検査の合理化、効率化を踏まえた新たな業務スキームを導入することとしました。

具体的には、まず、法令翻訳システムの導入に伴い英訳原案が増加することを踏まえまして、外部専門家の検査を行わなくても、これまでと同程度の品質が担保できる一部の法令、例えば、条ずれなど法改正が形式的なものなどにつきましては、外部専門家による検査を省略可能としました。さらに、本年度から、法令翻訳システムを政府全体に本格導入するとともに、一部法令につきましては、法務省が英訳原案を代行作成することを可能とするスキームを導入いたしました。法務省による代行作成の場合、法令所管省庁の作業は、英訳の対象となる日本語の原文の提出と本公開前の確認作業のみとなり、法令所管省庁の負

担軽減を図ることが可能となります。そのほか、検査の効率化等の観点から、品質検査の際のチェックシートの様式変更や、法務省アドバイザー作業の見直しなども実施したところでございます。

以上のように、当局といたしましては、公開法令数を増やすために様々な取組を行ってきたところではございますが、法令所管省庁が法令翻訳に割くことのできるリソースに限りがあること、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により当初作業が遅れたことなどの理由から、先ほど御説明申し上げたとおり、2025年度までに1,000本の英訳法令等を公開することは大変厳しい状況にあるため、今後、政府目標をどのようにしていくべきか、構成員の皆様から後ほど御意見を賜りたいと考えております。

議題1については以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2は、「AIを活用した法令翻訳システムの利用状況等について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○奥村官房付 それでは、「AIを活用した法令翻訳システムの利用状況等について」御説明させていただきます。

資料1の6ページを御覧ください。法務省では、これまで法令所管府省庁等における英訳原案の作成期間を短縮するため、AI翻訳の導入について検討を行ってきたところではございますが、平成31年度、令和3年度に実施した検証の結果や、令和4年度に実施した調査研究の結果を踏まえて、令和5年度からAIを活用した法令翻訳システムの設計開発を実施し、令和5年12月から令和6年3月にかけての法務省内での試行導入を経て、令和6年4月から政府全体にこのシステムを導入したところでございます。

今回新たに導入された法令翻訳システムの特徴を何点か御説明させていただきます。

本システムは、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したニューラル翻訳エンジンに、日本法令外国語訳データベースシステムに公開されている英訳データを追加学習させたほか、翻訳品質改善を実現するプログラムを搭載し、法令翻訳のルールであります法令用語日英標準対訳辞書や法令翻訳の手引きに準拠した翻訳結果が得られるようにカスタマイズしたものになります。

資料1の7ページを御覧ください。本システムは、翻訳品質の人手評価や対訳コーパスの整備、追加学習、定義ファイルの更新等を年に複数回実施することで、翻訳品質の向上を継続して図ることが可能となっております。また、翻訳対象となる法令の英訳原案作成方法に応じ、複数の翻訳機能を実装しているため、例えば、翻訳する分量が多い新規翻訳の場合には、登録した日本語ファイルを全て日英対訳形式で出力することができるドキュメント翻訳を使用する、翻訳を要するのは一部の改正条文のみで、翻訳する分量が少ない場合にはテキスト翻訳を使用する、訳出した英文の検証、修正等を同じシステム上で直接実施したり、改正対応の場合に、改正されていない条文は既存の英訳を出力させる翻訳メモリの機能を使用する場合にはポストエディット機能を使用するなど、システムを利用する職員の様々ニーズに応えるものとなっております。

続きまして、資料1の8ページを御覧ください。AIを活用した法令翻訳システムの利用状況について御説明させていただきます。

令和6年12月末現在、法令翻訳システムを利用して英訳原案を作成した法令は63件あり、そのうち18件については最終公開まで至っております。また、法令翻訳システムを活用した法務省による英訳原案の代行作成を利用した法令は、令和6年12月末現在で43件あり、そのうち3件については最終公開まで至っております。

今年度、法令翻訳システムや法務省による英訳原案の代行作成を利用した関係府省庁に対してアンケートを実施いたしましたが、その結果については後ほど御説明させていただきます。

続きまして、参考資料7を御覧ください。この表は、各工程の平均所要日数を記載したものです。対象となる法令がまだ少ないことや、法令によって翻訳のボリュームが様々でありますことから、単純に各工程の所要期間を比べることは困難ではありますが、代行作成の対象法令については、法令所管府省庁での英訳原案作成作業が省略されるため、翻訳整備計画に掲載されてから法務省に提出されるまでの期間を短縮させることが可能であると考えます。現に、代行作成を利用した43件の翻訳整備計画に掲載されてから法務省に提出されるまでの平均日数は198日であり、これまでの平均所要日数344日よりも相当程度短くなっております。これにより、最終的には公布から本公開までの期間短縮を図ることができると考えております。

続きまして、法令翻訳システムや法務省による英訳原案の代行作成を利用した関係省庁からのアンケート結果について御説明させていただきます。

資料1の9ページを御覧ください。こちらには、法令翻訳システムを利用した関係省庁のアンケート結果を記載しております。アンケートには、システムにファイルを挿入すれば翻訳ができる点は非常に便利ですか、翻訳されるスピードが速いといった、英訳作業が簡便になったとの意見があった一方で、同じ単語の訳の揺らぎが発生する場合がありますとか、長文や括弧書きが複数入る場合でも、一文を正確に捉えられるようにしてほしい、条ずれなどの際には数字だけが修正されるようになってほしい、日本語で主語が明示されていない場合、違う主語が補われてしまうことがあるなどといった、AI翻訳特有の事象を含め、品質面や機能面の改善を求める意見も寄せられたところであります。この点につきましては、今後、より効果的な追加学習等を検討して翻訳品質向上を図っていくとともに、機能面の改善を検討していくことが必要だと考えております。

資料1の10ページを御覧ください。こちらには、法務省による英訳原案の代行作成を利用した関係省庁のアンケート結果を記載しております。アンケートには、事務負担の観点から代行作成を利用したい、データベースへの掲載が前向きに検討できるようになる、外部委託による原案作成で生じる制約を考慮しなくてよい点が有り難い、英訳原案作成に関する経験が乏しい場合、効率的で正確に翻訳を実施することができるなどといった、事務負担軽減等の観点から好意的な意見が数多く寄せられました。

最後に、資料1の11ページを御覧ください。これまで御説明させていただきました法令外国語訳の現状を踏まえまして、今後の取組方針として、例えば、令和4年度に策定した数値目標について、達成期限を1年延長し、2026年度までに新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すこと、重要法令の公開を迅速化させるため、重点的に翻訳すべき分野に該当する法令については、原則、公布から1年以内の公開を目指すこと、法令翻訳システム導入後の英訳法令の品質を確保するため、英訳の品質が低下しないように品

質検査体制を確保するとともに、ユーザーのニーズを踏まえてシステムの在り方を検討していくことなどの取組方針が考えられるところでございます。これらの点に関して、構成員の皆様から後ほど御意見を賜りたいと考えている次第であります。

以上で当局の説明を終わります。

○阿部座長 ありがとうございました。

それでは本日のこれまでの内容を踏まえまして、まず民間構成員の方から、お一人最大3分程度の持ち時間で御意見を頂きたいと存じます。

それでは、大内委員からお願いしたいと思います。

○大内委員 この度は御説明、御提案ありがとうございます。日本製鉄、それから経団連から参りました大内でございます。

私の意見は2点ございます。

1点目は、1,000本という非常に大きな数値目標を掲げられていて、現実的な作業との兼ね合いでスケジュールが後ろ倒しになるということにつきましては、致し方ないと思います。私としましては、1,000本という目標自体の見直しもあってもいいのかと思いますけれども、これは皆様にお任せしたいと思います。

2点目は、やはり大切なことは、一旦英訳が公開された後に、いかに迅速に改正をフォローして、追加で公開していただくかということだと思いますので、この重点法令に限って、迅速化して修正を追いかけていただくということを是非やっていただきたいと思います。この原則1年ということにつきましても、皆様の議論にお任せしたいと思いますが、公布の時期だけではなくて、施行の時期も踏まえということで、即施行のようなものについてはちょっと早めに、かなり遅い施行のものもありますので、施行の時期も加味し対応していただくということがあればいいなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○阿部座長 どうもありがとうございました。

続きまして、中村委員をお願いいたします。

○中村委員 国際商取引学会の中村です。まず、法務省の皆様方におかれましては、私どもの国際商取引学会からの多くの翻訳の要望について取り上げていただき、そして翻訳を行っていただき、感謝を申し上げたいと思います。実際に私どもの学会員の会員の中からも、特に企業内の法務を担当している実務家の会員を中心に、日本法令外国語訳のデータベースのサイトを利用して、外国の交渉相手企業に対して、日本法の説明や契約の準拠法を日本語にする際の交渉に利用しているという声が少なくないことを、まず最初にお伝えしたいと思います。

それで、今回の説明に対する意見ということになりますけれども、目標については、本日のお話をお聞きし、本プロジェクトの成果目標の1,000本というのは、是非1年延長してでも達成していただきたいと思っております。そして、達成した後も、より多くの日本法令の翻訳を望むものであります。もちろん、要望の強い法令については迅速に公開していただくということについても賛成いたします。

その根拠というのは、会員との話から、以前よりも日本法令外国語データベースを利用しているという会員の声が増えていると感じております。需要は高まっているものと考えております。また、国際取引の規模は増大するのみならず、確実に多様化しておりま

すので、今後も様々な法令の翻訳を望む声がより一層高まる、そういうことが予想されているからであります。特にニーズの高い、特定法令の迅速な公開についても、翻訳を望む声により適切に応えるものでありますので、是非行ってほしいと考えております。

また、法務省による英訳原案の代行作成についても賛成いたしたいと思っております。私どもの国際商取引学会との関係で言えば、経産省関係の法令が少なくないと思っておりますけれども、省庁間の調整により、よりスピーディーな翻訳の公開へとつながるものであれば、是非そのように行っていただきたいと期待しております。

しかし、要望もございます。特に次の2点については、是非今後検討していただけたらと思っております。

まず1点目はサイトの充実ですね。今後、日本法令外国訳データベースシステム、JLTですよね、このサイトのブラッシュアップに力を入れていただきたいなと思っております。特に検索システムの充実化を要望したいと思います。例えば、キーワードを入力すると、翻訳された法令中のキーワードに色が使われて、例えば、黄色とかいった色がつけられて、すぐに長い翻訳文の中から、自分が探している法令や規定を探することができるようにするものであります。あるいは、特定の規定からワンクリックで関連する法令や規定に飛ぶことができるようにもしていただけたらなと思っております。

また、もう1点ですけれども、PRにも力を入れていただきたいなと考えております。現在どのように法令外国訳のサイトについてPRされているか、よくちょっと分からないところでもありますけれども、ですので、既に行っているかもしれませんが、国内外に向けて、特に諸外国に向けてサイトの利用を積極的にPRしていただきたいなと考えております。例えばですけれども、外国の日本大使館や領事館、あるいはジェトロのサイト上にリンクを張る、あるいは日本国内の諸外国の大使館や領事館へのPR、あるいは外国の日本語研究機関、大学とかそういったところにPRをしていただきたいなと思っております。例えば、ドイツのマックス・プランク・インスティテュート比較私法及び国際私法研究所などにPRしていただけると、有り難いなと思っております。というのも、多くの法令の翻訳が行われ、サイト上にアップされていても、使い勝手が悪く余り利用されなくなるとは翻訳を行う意味がありませんので、内外のできるだけ多くの方に利用していただく意味でも、サイトの充実が必要と考えております。

以上、今後検討していただけたらと思っております。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部座長 ありがとうございます。御要望事項も含めまして、大変貴重な御意見いただきました。ありがとうございます。

続きまして、セドラック委員、お願いいたします。

○セドラック委員 在日米国商工会議所の理事のセドラックと申します。また、K&L Gatesでは外国法事務弁護士をしております。今日はコメントの機会を、ありがとうございます。

翻訳プロジェクト実施のための法務省の尽力に大変感謝しております。法務省は、非日本語圏の法律・ビジネスコミュニティが私を通して寄せた提案を検討し、それを実施してこられました。私から幾つかコメントをさせていただきますが、法務省は既にこれらの提案に、少なくとも部分的には対処しておられることを申し添えます。

まず、ホームページに、誤りや不明確な箇所を、ユーザーが報告できるリンクがあると便利だと思います。このリンクは、見つけやすく使いやすいものにすべきです。ユーザーからのフィードバックは、翻訳された法令の質と明確さを向上させるのに役に立つと思います。

次に、法令のテキストが日本語で掲載される場合には、翻訳ソフトに簡単にコピーできる形式にすべきだと思います。全ての法律や規制を正式かつ完全に翻訳できるわけではないことは承知しています。正式な翻訳が公表されていない法律や規制を翻訳ソフトに簡単にコピーできれば、ユーザーはすぐに概要が分かります。一部の法律は、既にこのような形式でオンラインに掲載されていると理解しています。

最後に、公開されている法律の翻訳の数は膨大であることを認識しています。法務省によると、その多くが既に更新されているようで、この取組に感謝しています。全ての法律の翻訳が定期的に、そして継続的に更新されることを願っています。そして、英語版には最終更新日を掲載する必要があると思います。日本と海外の外国企業や投資コミュニティに対する御支援と御尽力に改めて感謝いたします。

以上です。ありがとうございました。

○阿部座長 セドラック委員、どうもありがとうございました。

続きまして、フット委員お願いいたします。

○フット委員 フットでございます。数値目標に関して、私は1,000本という数は決して多くないとは思いますが、期限内に達成するのは難しいというのは理解できますけれども、とにかくその数値目標を完全に忘れないで、1年延長でもそれを目標にしておくべきだと思います。それよりも重要なのは、特に重要な法令を迅速に翻訳していくということだと思いますので、数値目標よりも、重要なものを中心に翻訳していくということが、その方がよいのではないかと思います。とにかく数値目標も忘れないでほしいと思います。

その関係で、官民会議の構成員以外からの要望を募集したことで、そのリストを送っていただきましたけれども、そのリストを見ますと、ああ、なるほど、私だとか日米法学会の会員の方で忘れていたというのか、これは正に重要であるというものがたくさん載っていましたので、是非ともこれからも同じように構成員以外からの要望も募集していくべきだと思います。

また、これは以前から私もコメントしてきたと思いますけれども、以前、あるいはこれまでは大体各府省庁に委ねていたこともあり、何を翻訳対象にするのかを各府省庁に委ねていきますと、どうしてもばらつきが出てくるわけです。ですので、特に重要なものに関して法務省が決定していくというスキームの導入は、それはとても有り難いことです。また、法務省による代行作成を活用することによって、そういった各府省庁のばらつきの解消になるので、それも歓迎いたします。

先ほどのアンケート調査で、代行作成について肯定的な意見が多いというのは、それは当然でしょう。ほかの府省庁にとっては、法務省が代行することで、負担が少なくなるわけです。しかし、そうしますと、法務省の負担がその分多くなるということも当然ですので、その場合、法務省にとっては十分な人材があって、ちゃんとした品質を低下させないための品質検査体制をしっかりとしておくべきであると思いますので、それは恐らく予算関係でも重要になってくるだろうと思います。十分なマンパワーがあることを、その重要性を申

し上げ、私のコメントはこれまでにしておきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部座長 フット委員、ありがとうございました。

続きまして、大島委員にお願いいたします。

○大島委員 日本商工会議所特別顧問の大島です。私からは、経済界の立場から意見を申し上げます。

日本法令などの外国語整備は、政府の最重要施策の一つに位置付けられており、取り分け外国からの投資を呼び込む上で、経済法規や知財を始めとするビジネスに関する法令の英語化は不可欠です。我が国の国際競争力を強化する観点からも、グローバル社会に対応したビジネス環境整備に優先的に取り組んでいただきたいということを、これまでの会議でも主張してまいりました。

そうした中で、法令翻訳コーディネーターの増員や新たな業務スキームの導入を活用した法令翻訳のより迅速な公開ができる体制整備を行っていただいていることを、大いに評価いたします。一方、2025年度までに英訳法令などの公開を目指す、目標達成が1年後ろ倒しになる見込みとなることについては、少し残念に思います。2026年までに目標については確実に達成していただくとともに、さらなる迅速な公開に向けた体制強化が必要であると考えます。

翻訳すべき分野に該当する法令について、法令の公布から迅速に公開していくとのことですが、今後、対象法令が拡大していくことを期待しております。

また、英訳法令を迅速に公開するためには、法令が成立する前の段階から翻訳プロセスを進めていく必要があると考えます。そこで、例えば、法案が提出予定の段階であっても、翻訳整備計画に該当する法令を記載したり、実際に翻訳作業を実施していくなどの取組を行う必要があると思います。

あわせて、法務省による英訳原案の代行作成が活用されていくことで、ニーズはあるものの翻訳が行われていない法令の英訳が進むことも期待をしています。

私からは以上です。ありがとうございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

続きまして、淵上委員にお願いしたいと思います。

○淵上委員 日本弁護士連合会会長の淵上玲子でございます。本日は大変貴重な発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。法令外国語訳の現状と取組方針について意見を申し上げさせていただきます。

まず、日本の国際競争力の強化、日本に対する国際理解の促進、海外からの対日直接投資の促進、外国人の方の情報提供として、非常に重要な役割を果たしています。今御説明いただきました、2025年、1,000本以上の法令を翻訳するという、以前設定した数値目標については見直す必要があるということで、こちらはやむを得ないものと考えます。ただし、今申し上げました本プロジェクトの重要な意義に鑑みますと、当初の目標とした1,000本という数値目標も維持し、是非達成いただきたいと考えております。

その視点からいたしますと、二つ目の御報告にありました、新たにAIを活用した法令翻訳システムの導入、そして法務省によるAIを活用した代行作成という取組が開始されまして、所管省庁での作業負担の軽減も試みられているとのことで、これらのスキームが順

調に軌道に乗り、引き続き迅速かつ適正に推進されていくことを期待します。

その中でも、A I 翻訳については利用者アンケートを拝見しますと、翻訳の品質面や機能面については改善の余地があるということです。この点は是非技術的な改良を重ねていただき、改善されていくことを期待しております。また、法務省による英訳原案の代行作成につきましても、事務負担軽減等の観点から好意的な意見が大多数であるということで、取組が継続されることを期待しております。

一方で、法務省での負担が増えるという懸念もございますので、御説明にもありましたように十分な人員体制を確保いただきまして、省庁全体として事務負担軽減が図られる方向に向けて取組を進めていただくことを期待しております。

最後に、参考資料7によりますと、法令公布から翻訳公開までの平均所要日数について、平成29年度と令和5年度を比較いたしましても、その期間が短縮されていることは分かります。とはいえ、利用者の目線からいたしますと、まだまだ時間を要しているように感じておりますので、重要法令の公開迅速化につきましては、様々な工夫を重ねていただき、更に改善を図っていただくことを期待しております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。貴重な御意見どうもありがとうございました。

本日御欠席の欧州ビジネス協会様からは、資料2のとおり御意見を頂いております。どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバーとして会議に参加いただいている日本法令外国語訳推進会議座長の田澤先生から御意見を頂きたいと思っております。

○田澤オブザーバー 田澤でございます。本日、事務局からの御説明にありました現状と取組方針におきましても、公開の迅速化、迅速性及び訳の品質確保というのが重要だと指摘されておるところであります。私からこの2点について若干申し上げたいと思っております。

迅速性というものは大変重要な課題と認識しておりますが、関係省庁のアンケートの結果や実際のA I を活用した法令翻訳システムで作成された英訳原案を見ますと、まだまだ人による検査は必要であると思われるところであります。迅速性は大事であります。それを重視する余り、翻訳の品質が低下したものを公開することになると、この取組自体の信用にも影響を及ぼすだけでなく、誤訳による実際の影響も生じる懸念があるわけでございます。そのため、法務省におかれましては、しっかりと品質検査体制を確保していただくと、また、法令外国語訳推進会議の座長である私といたしましては、スピードと正確性がバランスの取れた形で達成できるように、会議を運営していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございました。

それではこれまでの御意見を踏まえまして、令和7年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について意見交換を行いたいと思っております。どなた様からでも結構でございますので、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、明珍室長お願いいたします。

○明珍室長 内閣府の中で対日直接投資の促進について、関係省庁間の調整を担っている立場から、意見を申し上げたいと思っております。

これまでも発言の中で対日直接投資の観点から重要だという御発言がありました。イノベーションの促進や生産性の向上を通じまして、日本の経済の持続的な成長には、海外からの優れた人材や技術、ノウハウ等と呼び込む対日直接投資の拡大というのは極めて重要だということでございます。例えば、足元で名目GDPは600兆円を超えましたし、あと設備投資も100兆円を超えています。さらに、実質実効為替レートは1980年以降最も低い水準にあるということで、外国の企業が日本への投資を行う、大きな好機となっているということでございます。

そういった中で、海外企業が日本に進出する際に、日本法令の外国語訳が整備されているということは、日本の市場の透明性、それから予見可能性という意味も含めて重要な要素の一つであると考えております。特に迅速な決断を求められる海外企業にとっては、法令翻訳の所要日数の短縮は重要だということで、書面にもありました2023年の海外からの人材、資金を呼び込むためのアクションプランにおきまして、日本法令の外国語訳の加速化が盛り込まれていることは、御承知のとおりでございます。

さらに、本年は2030年に対日直接投資残高を100兆円とする目標の早期実現と、さらに、更なる上積みを狙ったプログラムの改定を予定しているところでございます。したがって、海外の企業、外国人投資家から強い要望を受けている分野、それから我が国の重点分野については、優先順位をつけていただきながらではありますが、引き続き取組を強力に推進していただくことを期待しております。

その意味で、対日直接投資に関わる分野に関するものが、重点的に翻訳すべき分野の一つとして挙げられていることは有り難いと考えておまして、我々としたしましては、海外の企業や投資家にとって必須と思われる法令の選定ですとかサイトのPRといったものについて、もしよろしければ協力できるところは協力できれば幸甚でございます。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。これまで御意見いただいた過去の御要望を考えましても、今頂戴したコメント非常に重要だと思います。重点的に翻訳すべき分野としましては、対日直接投資に関わる分野であるとか知財分野、あるいは民事分野の基本法に関するもの、例えば民訴法、破産法等、それから、経済界のみならず、我が国に居住する外国人に関わる分野に関するもの、こういった重点分野の中でも、特にやはり経済的な分野としては、対日直接投資、こういった部分がニーズとして非常に高い御要望を受けていると思いますので、そういったところに今後も注力していくべきかというふうに考えております。ありがとうございます。

そのほか、御意見等ございますでしょうか。

中島様、お願いいたします。

○中島様 JETROの中島でございます。本日は仲條の代理として出席をしております。まず、このような法令翻訳が、非常に多岐に渡り多数進んでいることを大変喜んでおります。我々JETROも、対日投資の実働部隊として、内閣府さん始め皆さんからの御指導を仰ぎながら進めております。先ほど明珍室長からお話のあったように、今、世界情勢が不安定な中、むしろ日本が安心・安全、非常に手堅いビジネスのできる国として注目をされています。半導体、ヘルスケア、あるいは災害対策等で、日本に対する期待が大きいということでございます。

その観点から何点か申し上げますと、まず、非常に投資をする企業が多様化していきまして、英語圏、欧米に限らず、台湾だとかベトナムだとか中国だとかインドとかいう国からの投資が非常に増えておりますので、彼らは必ずしも英語が母国語ではないかもしれませんが、まずは英語があるということが、そこから翻訳をしたりできますので、最初の取っかかりとしては英語が整備されているということが、エンカレッジされることだと思います。

先ほど委員の方から、JETROのウェブサイトのリンクをとということでございます。我々、リンクを張ってはいるんですけども、もうちょっと目立つところに分かりやすく提示をしていきたいと考えております。

もう1点、これは要望になるんですけども、本件とはちょっと外れるんですが、最近やはり地方に進出をする外国企業が増えていて、地方自治体独自の法令や制度へのニーズが増えていきますので、これも、恐らくNICTの翻訳エンジンを使えば、何か手掛かりになるような翻訳が得られるかもしれませんが、そうした地方への広がりというのが一つありまして、御検討いただければということでございます。

それと、非英語人の人たちが英語から翻訳をする際に、PDFになっているとなかなかそこから翻訳が難しいというのがございますので、PDFでその画像を貼り付ける形だとそこからの発展が難しいので、できるだけそのまま、コピー&ペーストで翻訳ができるような形があると望ましいかなと思います。

それと、私もちょっと使ってみたんですけども、曖昧検索ですね、例えば、「出入国管理」と入れると出てくるんですけども、間違っって「入出国管理」と入れると何も出てこないということですね。あと、「経済安全保障」と1語で入れると出てこないんですけども、「経済」と「安全保障」で分けると翻訳、法令が出てくるということなんで、この辺がちょっと、AI翻訳とは別な検索のエンジンのところの曖昧語への対応なども御検討いただけると、更に英語ネイティブでない人にとっては使いやすいのではないかなと思っております。

以上です。本日はよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○阿部座長 中島様ありがとうございました。貴重なコメント、今後参考にして参りたいと思ひます。

それでは、その他、政府側の構成員の方から何かコメント等ございますでしょうか。

山本様お願ひいたします。

○山本参事官 山本でございます。政府全体で知財政策を推進する立場で一言、発言させていただきたいと思ひます。日本の法令の外国語訳ということで、当局で事務局をしております知財戦略本部で策定している知財推進計画において毎年掲載させていただいております。具体的には、昨年6月に策定した知財推進計画2024の中で、このAI翻訳の活用といったところに触れながら、迅速で効率的な業務スキーム導入や翻訳体制について記述をさせていただいております。政府としても本取組を知財推進計画中に位置付けて支援をしております。

知財関係の法令が外国語に翻訳されて対外発信されることによって、日本の知財に関する取組が国際的に周知されて、信頼性、透明性が上がるとともに、海外からの投資につながることを期待され、日本の競争力の向上、強化にも資するものと考えております。

そういう意味で、皆様方からも既に多くの発言がありましたけれども、引き続き目標件数

ということで、そういったところの達成に向けては英訳法令等の公開も進めていただきたく、また、重点的に翻訳すべき分野の方については積極的な翻訳の推進と、あと品質管理の体制も整えながら進めていただければと思います。知財戦略推進事務局としても、引き続きこのような取組を支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、内閣官房の堀様、お願いいたします。

○堀内閣参事官 内閣官房副長官補付経済協力インフラ担当をしております堀と申します。本日は御説明ありがとうございました。冒頭で事務局の説明で言及いただいたインフラシステムの対外展開の戦略につきまして、少し付言させていただきます。

このインフラシステム戦略ですが、もともとの考え方は、今後も成長や継続が見込まれている海外のインフラ需要を取り込んでいくことを目的に、2013年6月にインフラシステムの輸出戦略として位置付けられているものになります。その後、2020年に「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定され、更に、昨年12月に、2030年に向けたインフラシステム海外展開の戦略が決定されたという流れになっております。

新しい戦略の方向性ですが、一つ目の柱としましては、我が国の稼ぐ力の向上と国際競争力の強化、それから、二つ目の柱として経済安全保障等の社会的要請への対応と国益の確保、三つ目の柱としてGX、DX等の社会変革をチャンスとして取り組む機動的対応を考えております。

今回新しく決定されました、「インフラシステム海外展開戦略2030」における新しいポイントですが、一つ目が経済安全保障に関すること、それから、二つ目がグローバルサウス諸国との連携強化、三つ目がスタートアップや中堅、中小企業の海外展開支援、それから、四つ目が防災分野や保険・医療・介護分野においても、海外展開に向けた政策を講じるという点が、新しく決定された内容になっています。その中で、冒頭に御説明ありました日本法令の国際発信、法令外国語訳の推進についてもこの本文に記載されておりました。我が国の企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備する重要な取組として、法の支配の推進に向けた法制度の整備支援や、中小企業の海外進出を支援するための現地法制の調査研究等と併せて、日本法令の国際発信、法令外国語訳の推進が、現戦略において位置付けられています。

内閣官房の経済協力インフラ担当としましても、インフラシステム海外展開を一層促進する観点から、法務省、関係省庁と連携して、総合的、戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、外務省国際法局国際裁判対策室の水野室長、お願いいたします。

○水野室長 皆さん、どうもありがとうございます。大変貴重な御意見を頂いて、大変興味深く拝聴いたしました。

明珍室長から、海外からの人材、資本を呼び込むためのアクションプランということで、海外人材とか投資を呼び込むという観点からのお話がありました。その指摘は本当にそのとおりで、日本法令を外国語にしていこうという取組は本当に大事だと思います。

加えて、私から申し上げたいのは、海外からの投資とか人材を呼び込むだけではなくて、

日本の国際法務人材といいますか、国際仲裁に関わっていく日本の法務、法律専門家、そういった方々が活躍するためにも、日本法令の外国語訳というのは大変重要だと思いますので、皆さんの御指摘を踏まえて、この法令の外国語訳がなるべく迅速に、また、特に重要法令から優先的に訳されていくということを期待したいと思います。

私からは以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。様々な御意見、大変ありがとうございました。

それでは、本日皆様からいただきました御意見につきましては、様々な観点から貴重なコメントを頂いたわけなんですけれども、大きな方向性としては、次の3点にまとめられるものかと考えております。

その内容の1番目は、令和4年度に策定した数値目標の見直しということでございます。現実的な計画に変えていく必要がございますので、この数値目標をどのように今後考えていくのかということが、第1点でございます。

第2点、重点的に翻訳すべき分野の法令について迅速に公開すること。この2点目に関しましては、重点分野の法令というその絞り込みの部分と、もう一つは迅速性ということでございますが、御意見いただいたように、やはり正確性を維持しつつ迅速にということ、ここをどうやってバランスを取りながら進めていくかということが、第2点でございます。

3番目、2点目と関連する部分ではございますが、法令翻訳システム導入後の英訳法令の品質の確保ということで、これは本プロジェクトの基本的な理念である法令の翻訳という特殊性から鑑みて、正確性というところはどうしても譲れない部分でございますので、それをどのように今後確保していくかということで、以上の3点にまとめられるのかなというふうに考えております。

本会議につきましては、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議及びその構成員である関係省庁に対して、必要な資料の提出及び説明を求め、又は意見を述べるができることとされておりますので、本日皆様からいただきました意見につきましては、できる限り具体的な内容を目標として書面化した上で、事務局を通じて3月下旬開催予定の関係省庁連絡会議に報告していただくのが適当ではないかと考えております。この点につきまして、構成員の皆様方の御意見賜りたいと思いますけれども、以上の方針でよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

○阿部座長 どうもありがとうございました。

それでは、御了解いただきましたので、以上の方針で関係省庁連絡会議に報告する内容については、先に挙げました3点を主要項目とすることといたしまして、その詳細については座長に一任していただければと考えております。

以上でよろしいでしょうか。御承認いただければ幸甚です。

(異議なしとの発言あり)

○阿部座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他、特に御意見、御要望等ございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、最後に関係省庁連絡会議の議長であります法務省の松井司法法制部長から、一言お願いしたいと思います。

○**松井司法法制部長** 昨年の夏に着任いたしました司法法制部長の松井でございます。本日は、皆様御多忙の中御出席いただき、また、法令外国語訳の推進に向けた大変貴重な御意見いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様からいただきました御意見は、今後開催予定の関係省庁連絡会議において速やかに報告をさせていただき、政府全体で共有をしたいと思っております。その上で、本施策を加速化するための方策を更に検討し、速やかに実行に移すことで、法令外国語訳の整備プロジェクトの更なる推進を図っていく所存でございます。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○**阿部座長** ありがとうございました。

それでは、本日は以上をもちまして閉会いたします。

お忙しい中御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上